

系譜偽作

〔弘仁私記序〕世有神別記十卷天神天孫之書、發明神事最爲證據、然年紀負遠、作者不詳遠視也、自此之外、更有帝王系圖天孫之後、悉爲帝王、而此書云、或到新羅高麗爲國王、或在民間也、諸民雜姓記或以爲乙胤、或以乙胤爲甲後、如此之誤、諸蕃雜姓記田邊史、上毛野公、池原朝臣、住吉朝臣等祖、思須美和往々而在、苟以曲見、或無識之人也、如諸蕃雜姓記、德兩人大鶴、鶴天皇仁德御宇之時、自百濟國化來而、混彼族訖、而此書云、諸蕃人、也、如此事、觸類而多也、新撰姓氏目錄者、柏原天皇桓武御宇之時、若狹國、言已等祖、是貴國將軍上野公竹合也者、天皇於樽、新撰姓氏目錄者、柏原天皇桓武御宇之時、若狹國、系撰此書、而彼主當人等、未辨眞僞、抄集誤書、施之民間、加以引神胤爲上、推皇裔爲方尊、卑雜亂無由、取信、但正書目錄、今在太政官、今此書者、所謂書之外、恣申新意、歟、故雖迎禁、聊不及也、如此之書、觸類而夥也、多踏駁舊說、眩瞶人看雜駁差、或以馬爲牛、或以羊爲犬、輒假有識之號、以爲述者之名、謂借古人之名、及即知官書之外、多穿鑿之人、是以官禁而令焚、人惡而不愛、今猶遺漏、遍々在民間、多僞少眞、無由刊謬、是則不讀舊記日本書紀、古事記、諸民記等之類、無置師資之所致也諸士爲師、弟子爲資、

〔日本後紀平七〕大同四年二月辛亥、勅倭漢總歷帝譜圖、天御中至尊、標爲始祖、至如魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、敢垢天宗、愚民迷執、輒謂實錄、宜諸司官人等所藏、皆進、若有挾情隱匿、乖旨不進者、事覺之日、必處重科、

〔神皇正統記應神〕異朝の一書の中に、日本は吳の太伯の後なりといふことありし、かの書を桓武の御代に焼すらぬことなり、むかし日本は三韓と同種なりといふことありし、かの書を桓武の御代に焼すてられしなり、天地ひらけてのち、素盞鳥尊韓の地にいたりたまひきなごいふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならんこと、あながちくるしみなきにや、それすらむかしよりもちひざることなり、天地神の御末なれば、なにしか代くだれる吳の太伯がのちにはあるべき、三韓震旦に通じてより以來、異國の人、多くこの國に歸化しき、秦の末、漢の末、高麗百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄と云ふ文をも作られき、それも人民にとりての事なるべし、異朝にも人の心まち／＼なれば、異學の輩の云ひ出だせる事か、

〔晉書九十七〕倭人在帶方東南大海中、中男子無大小、悉黥面文身、自謂太伯之後、